

農地法第3条申請添付書類

必要添付書類		町	本人
1	農地法第3条許可申請書	○	○
2	全部事項証明書(土地登記簿謄本) 〈法務局〉	○	写
3	公図(字絵図)の写し 〈法務局〉	写	○
4	住民票(譲受人世帯全員分) ※土地所有者の住所が、全部事項証明書と異なる場合は譲渡人も必要	写	○
5	現場案内図(町図 及び 住宅地図の写し等に表示)	○	○
6	誓約書	○	写
7	農業委員の調査依頼書 原則として申請締め切り日の3日前までに地区担当農業委員に調査を依頼して下さい	○	
8	耕作証明 受(借)人が町外に農地を所有している場合	○	
9	営農計画書 受(借)人が新規で農業を始める場合、及び町外在住者の場合	○	
10	課税台帳(土地名寄せ帳)の写し 農業者年金(経営移譲)にかかる場合	○	
11	法人登記簿謄本 受(借)人が法人の場合	○	
12	法人定款・規則 ※要原本証明 受(借)人が法人の場合	○	

(最低経営面積 20a以上、農業従事日数150日以上)

【申請時、窓口に来られない方全員の委任状が必要です】

その他事業内容により必要となる書類があります。

◎問い合わせ先 八百津町農業委員会 0574-43-2111(内線2332)

農地法第3条第2項1号～8号に該当する場合は許可できません。

- 小作地の所有権を小作農以外の者が取得する場合(書面による同意がある場合を除く)
- 権利を取得しようとする者が農業経営に供すべき農地のすべてについて耕作すると認められない場合
- 権利を取得しようとする者が農業経営に必要な農作業に常時従事(150日以上)すると認められない場合
- 権利取得後の面積が「最低経営面積」の20a未満である場合
- 小作農が小作地を転貸しようとする場合
- 権利を取得しようとする農地までの距離「通作距離」等から見て、当該農地を効率的に利用すると認められない場合

※ 上記は、農地法第3条第2項1号～8号の抜粋のため詳細は農地法でご確認ください。

- 許可申請の流れ**
町農業委員会の許可となりますので、町農業委員会許可後数日で許可書が交付できます。

農業委員会開催予定は、不定期です。

※ 許可申請等の締め切りは、農業委員会開催月の中旬です。
(詳しくは農業委員会までお問い合わせ下さい。)

◎問い合わせ先 八百津町農業委員会 0574-43-2111(内線2332)